

75歳になると保険証が変わります

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が4月から始まりまし

長寿医療制度は、75歳以上の人と一定の障害の認定を受けた65歳以上の人を対象とする、

独立した医療制度です。対象となる人は、それまで加入していた国民健康保険や被用者保険などの医療保険の資格がなくなり、この長寿医療制度で医療を受けることになります。75歳になる人には、75歳になる誕生日の前月中旬に、新しい保険証を郵送でお届けします。新しい保険証の形態は、表裏の1枚となっています。台紙のミシン目から切り離してお使いください。

後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療被保険者証

1. この証は、大切に保管してください。

2. 国民健康保険等で診療を受けようとするときや調剤薬局で薬を処方されるときには、この証をその窓口に見せてください。

3. 被保険者の資格がなくなったときには、ただちに、この証を市(区)町村に返却してください。被保険者の資格がなくなった人がこの証で診療を受けた場合、その費用はあはれません。

4. 転居するときは、この証を返して、市(区)町村に届け出てください。

5. この証の記載事項に変更があったときは、すみやかに、市(区)町村に届け出てください。

6. 交通事故や他人から暴力を加えられ、この証を没収するときは、必ず、市(区)町村に届け出てください。

7. 有効期限が経過したときは、この証は使用できません。

8. 取得の資格がないのに保険証を濫用した場合、この証を没収していただくことがあります。

9. 不正にこの証を使用した者は、罰則により、罰金等として罰せられることがあります。

お問い合わせは、お住まいの市(区)町村へ

後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療被保険者証

被保険者番号

住所

氏名

生年月日

資格取得年月日

発給年月日

交付年月日

一級納付金の割合

被保険者番号並びに保険者の名称及び印

3940

福岡県後期高齢者医療広域連合



事情により住民票の住所以外の場所への送付を希望される場合は、事前に市町村までお申し出ください。

平成20年度長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料が決定しました

平成19年中の所得確定に伴い、保険料額が決定しました。7月中旬に、被保険者のみなさんへ、平成20年度分後期高齢者医療保険料決定通知書をお届けします。併せて、今回、保険料の納付方法や時期、健康診査などについてお知らせいたします。

保険料は、平成19年中の所得金額と世帯（注1）の状況を基に本算定を行い、決定します。注1「世帯」とは、平成20年4月1日時点の世帯（75歳になる人、県外からの転入者などはその時点）を基準にしています。

●保険料について

医療費総額

医療給付費

支援金約4割
支援金（現役世代の保険料）

約1割

公費（税金）約5割
国：県：市町村＝4：1：1

病院などに支払う自己負担額

●保険料の決まり方（計算方法）

被保険者均等割額

50,935 円

所得割額

総所得金額等
－33万（基礎控除額）

× 所得割率
9.24%

保険料

保険料の賦課限度額は、50万円

▼保険料は、県内同一の基準で算定されます。

▼保険料は、被保険者の一人ひとりにかかります。保険料率（被保険者均等割額、所得割率）は2年ごとに見直されます。

▼保険料は、被保険者の全員が負担する「被保険者均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。

▼所得の少ない世帯に属する被保険者は、被保険者均等割額が軽減されます。

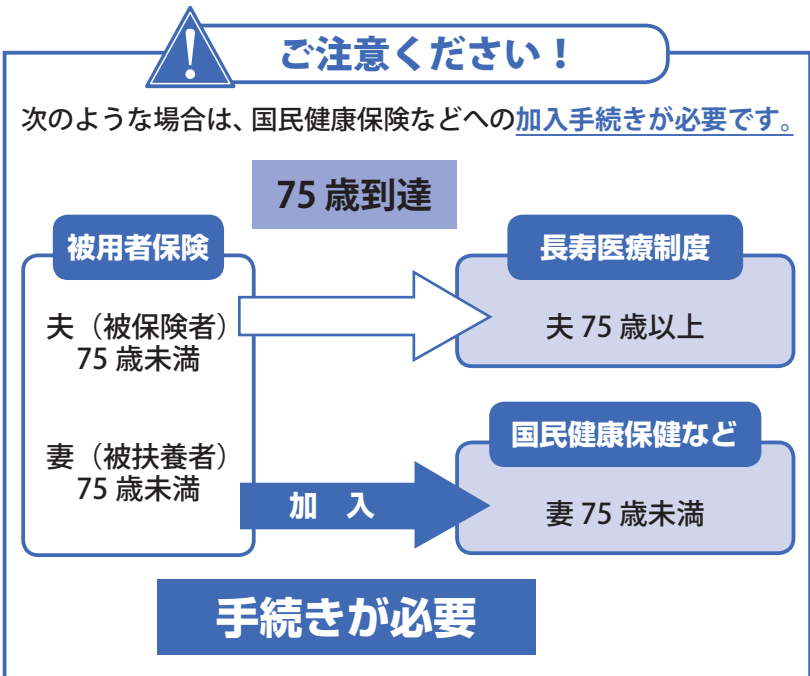
▼保険料の納め方のケース

保険料は、被保険者のみなさんに金融機関の窓口でお支払いいただくなどの手間をおかけしないようにするなどの観点から、原則、年金からお支払いいただく仕組み（特別徴収）となっています。なお、年金額が18万円未満の人などは納付書や口座振替で個別に納めていただく（普通徴収）こととなります。ただし、平成20年度は、被用者保険の被扶養者に対する特別措置が実施されるなどの理由で、次のとおりになります。

凡例 特別徴収（◇…仮徴収、◆…本徴収） 普通徴収（◎…本徴収のみ）

ケース1	既に年金から保険料を天引き（仮徴収）されている人
平成20年	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
特別徴収	通知 通知 通知 通知 通知 通知 通知 通知 通知 通知 通知 通知
特別徴収	◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇
普通徴収	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎
※	※今回決定した平成20年度分保険料額から仮徴収額を差し引いた残りの額が、10月・12月・翌年2月の年金から天引きされます。今回の保険料が決定した際に年金天引きの基準に該当しなくなった場合は、納付書などで納めます。
ケース2	普通徴収の対象となる人
平成20年	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
普通徴収	通知 通知 通知 通知 通知 通知 通知 通知 通知 通知 通知 通知
特別徴収	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎
※	※今回決定した平成20年度分保険料を、7月から翌年3月までの9回に分けて納付書などで納めます。
ケース3	65歳以上で一定の障害がある人および被用者保険の被保険者であった人
平成20年	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
特別徴収の対象	通知 通知 通知 通知 通知 通知 通知 通知 通知 通知 通知 通知
特別徴収の対象	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎
※	【※被用者保険の被保険者および被扶養者であったか否かは制度加入日の前日で判定します】 ※特別徴収は10月から始まるため、9月までは納付書などで納めます。なお、特別徴収の対象とならない人は、ケース2と同様7月から翌年3月までの9回に分けて納付書などで納めます。
ケース4	※被用者保険の被扶養者であった人
平成20年	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
特別徴収の対象	通知 通知 通知 通知 通知 通知 通知 通知 通知 通知 通知 通知
特別徴収の対象	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎
※	※平成20年度の特別措置により9月までの保険料負担はありません。特別徴収は、10月から始まります。なお、特別徴収の対象とならない人は、10月から翌年3月まで（6回）、納付書などで納めます。

なお、ケース4に該当するはすなのに、徴収開始が9月以前となっていた人は「被扶養者であった」と確認されて住民課までお知らせください。



※被用者保険とは、政府管掌および組合管掌健康保険、船員保険、共済組合を指します。

▼保険料は、加入者一人ひとりに納めていただくことになり、納める手間をおかけしないよう、原則として年金からの天引き（「特別徴収」となります）。※年金の額などにより納付書などで納める「普通徴収」となる場合があります。※これまで加入していた国民健康保険など医療保険の保険料負担はなくなります。

▼これまでと同じ医療を受けることができます。医療機関窓口での負担も、これまでどおり1割（現役並みの所得がある人は3割）です。

▼制度の運営は、「福岡県後期高齢者医療広域連合」が行い、保険料の徴収事務と窓口業務は、市町村が行います。